

2019年9月24日

従業員各位

担当部署 人事総務部  
責任者 人事総務部マネージャー 高野 彩子

### 消費増税に伴う通勤手当について

2019年10月1日付で実施される消費増税に伴い、電車等の運賃が改定されます。  
当社の通勤定期代に関する所定手続きをお知らせします。下記をご確認のうえ、対応をお願いします。

#### 記

#### 1 増税に伴う交通費の対応について

10月1日以降の通勤交通費の支給について、当社で改定後の金額を確認しお支払いいたします。改めて通勤交通費の申請をしていただく必要はありません。

増税後の金額に関しては11月に支給される給与をご確認ください。

#### 2 現在の会社に届け出している通勤経路、定期代の確認方法

##### (1) 定期代の確認方法

給与明細の「通勤手当」をご確認ください。なお、通勤規程細則に従い、1ヶ月の出勤日が18日以上の場合に満額の定期代が支給されています。

##### (2) 通勤経路の確認方法

全従業員のみなさまに対して、24/7group メールアドレス（保有者のみ）または個人メールアドレス宛に人事総務部労務チームより、現在届け出されている通勤経路の情報を9月30日以降、順次、メールを配信いたします。ご確認ください。

実態と届出内容に相違があった場合は、後述の3変更手続を10月10日までに行ってください。

ただし、11月給与（10月実績分）において、さかのぼりの変更申請に対する遡及処理は対応できかねます。通勤経路および定期代が実態と相違しており、過去の通勤手当に過不足が生じている場合は、2019年12月以降の給与にて精算処理を行います。

当該遡り変更の事象に該当する場合は、後述の3に記載する変更手続を行い、かつ、「労務窓口」<https://goo.gl/hrhu7B>に下記の内容をご申告いただきますようお願いいたします。

- ・相談の種類 通勤手当を選択
- ・問い合わせ内容 「交通費の遡り変更」
- ・理由（経緯） いつから遡りが必要なのか。  
変更が生じた理由はなぜか（具体的に、異動や住所変更等）

#### 3 10月1日以降に通勤経路または通勤交通費に変更がある場合の手続きについて

##### (1) 通勤経路または通勤交通費の変更手続きについて

**変更の申請期限：住所または勤務地、経路変更日から1週間以内**

＜店舗・教室勤務者・本社アルバイトの方＞

24/7 group ポータル→各種申請→交通費申請を押下し、交通費申請をしてください。

[https://docs.google.com/forms/d/1YGKCVykPNZm2fw6nhblgxLN5SXf6QKycpr94fd005jU/viewform?edit\\_requested=true](https://docs.google.com/forms/d/1YGKCVykPNZm2fw6nhblgxLN5SXf6QKycpr94fd005jU/viewform?edit_requested=true)

＜本社勤務者＞

ジョブカン WF にて「61：通勤定期申請書」にて変更申請を行ってください。

＜研修生＞

配属までの研修期間中の研修交通費は、ジョブカン WF にて「61-2：通勤交通費申請書（研修生向け）」にて都度申請を行ってください。

**(2) 変更があらかじめわかっている場合の購入時期**

公共交通機関の会社にもよりますが、定期券は利用期間の開始日が10月1日以降であっても経過措置が設けられていることが多く、9月末日までに支払いを済ませておけば、定期券利用期間が10月以降になっても税率が8%で済む場合があります。

通常、開始日の2週間くらい前から定期代が購入可能になりますので、9月中に事前にご購入することをお勧めします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

人事総務部労務チーム

担当 比嘉（ひが）・嵯峨（さが）

参考資料) 2019年9月20日時点の当社通勤規程細則 抜粋

(支給対象者)

第2条 通勤手当を支給される社員は、次のとおりとする。

2 通勤手当を受ける資格のある者は、原則、公共交通機関を利用して通勤している者に限る。

(1) 距離は、社員の住居から、勤務する場所まで片道2km以上であること。

(2) 通勤の交通手段は、電車・バスのいずれかとする。

(3) 自転車及びマイカーでの通勤は、特に会社が認めた社員に限る。

(バス利用者の取扱)

第3条 通勤の途中、バスを併用する者については、住居または勤務箇所から最寄り駅までの直線距離が2kmを超える場合に限り、その定期乗車券および日割実費を支給する。

(支給内容)

第4条 通勤経路及び交通機関は、各人の申請に基づき、審査のうえ運賃、時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的と会社が認めるものとする。

2 電車を利用して通勤する者の場合、複数並行して走行している区間については、原則としてそのうちの最も安価な電車を優先利用しなければならない。

3 通勤手当として支給する月額、会社の認める通勤経路及び交通機関による1ヶ月分の通勤費用を以下の規則に基づき翌月給与にて後払いとする。

(1) 1ヶ月の出勤日が18日以上の場合…定期乗車券代

(2) 1ヶ月の出勤日が18日未満の場合…(1日当りの往復交通料金) × (出勤日数)